

地方交付税法等の一部を改正する法律案の概要

総務省

「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日閣議決定）」に基づき、平成22年度の国の補正予算により増額される同年度分の地方交付税の総額等について必要な改正を行う。

（具体的な内容）

- (1) 平成21年度の決算剰余金及び平成22年度の国税収入の増額補正に伴う地方交付税の法定率分の増加額（1.3兆円）のうち、1.0兆円を平成23年度分の地方交付税の総額に加算する。
- (2) 地方交付税の増加額のうち0.3兆円については、平成22年度に交付することとし、これに対応して、普通交付税における「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」の単位費用の改定等を行う。

<参考>円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（抄）
（平成22年10月8日閣議決定）

4. 地域活性化、社会資本整備、中小企業対策等

○地方交付税の増額

平成21年度一般会計決算において地方交付税の財源として留保された未繰入額、及び平成22年度の国税収入の増額補正に伴う地方交付税法定率分増加額（計1.3兆円）について、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰入れを行うこととし、そのうちの0.3兆円については、平成22年度に地方自治体に交付する。

施行期日 公布の日